主 文 原判決を破毀する。 本件を神戸地方裁判所に差戻す。 理 中

上告理由第二点は

原判決が賃借関係の移転があつたと判断した点は暫く措くとしても、上告人と被告 人間の使用関係について借家法の適用なしと判示したのは借家法第八条の決意を誤 解した違法の判決であつて、破棄さるべきものと確信する。 原判決は「被控訴人は自ら賃借権に基き本件家屋に居住している積りでいたのであ

原判決は「被控訴人は目ら賃借権に基き本件家屋に居住している積りでいたのであるが、眞実は控訴人と接衝してその妻の取極めにより前記家屋の一部を他に住居を求める迄の暫定的な住居として一時的な転借をしたものでおることが明であるから、此の関係については借家法の適用がない」と判示した上、解約の申入の正当性の存否につき判断することなく解約申入によつて契約が終了したと判示して明渡の請求を認容した。

然し乍ら借家法の適用が排除される一時的使用であるには使用者が使用の目的を明示し、且その使用がその性質上一時的のものであることが明な場合(例へば花見の茶店用)及び当事者が特に一時的使用であることを明示し、且その理由を明にした場合(例えば三ケ月後には他人に貸すからそれ迄の期間貸すようなとき)を云うしてあるととは学者の説く所であり(薬師寺教授借地借家法論昭和七年版二一八頁三潴教授借地法及び借家法四七頁)又契約書に一時的使用の文言丈ではこれを決すすべきでなく、その使用の目的態様継続の期間その他の事情を斟酌してこれを決すずるというとと借地法第九条について判例の明にする所である(昭和十五年(オ)第四二九号同一一月二七日民事四部)本件の場合においても原審判決が認定したように他に住居を求むる迄暫定的な住居として一時的な転借をしたもの」であつても、其丈では借家法の適用を排除するものとはいえない。

(イ)空襲により住宅用家屋の四割を喪失し、一方復員者や疎開引揚者の帰還による住宅に対する需要の増加と供給の絶対的不足とは「他に住宅を求むること」がその当時も現在においても極めて至難な事に属していたから「他に家を求むる迄の居住」という事は、それだけでは借家法第八条の「一時使用であること明な」という理由にはならない。

(ロ)被上告人が本件家屋に入るようになつた経緯が被上告人が空襲罹災し、電燈もなく子供の勉学にさえ困つていたのを上告人の妻にすすめられて上告人方に同時するに至った事が、その始りであることは第一審におけるAの第一、二回門た所であつて、上告人及びその妻が疎開及び復員より引揚げて住居がない。Aは第一審の第一回証人訊問において「二、三ケ月したら出等の証拠もない。Aは第一審の第一回証人訊問において「二、三ケ月したら出等の証拠もない。Aは第一審の第一回証人訊問において「二、三ケ月したら出事であるというと思った」というのは被上告人側の希望的観測にするものといるといるとは、「日本のであって条件もつけていない」旨を主張しているのは前段に述べているといるといるとは、「日本のであって条件もつけていない」旨を主張しているといるといるといるといるとは、「日本のであって条件もつけていない」」

以上の次第で本件使用関係を借家法の適用なきものと判示した原判決は借家法第八条の法意を誤つた違法な判決であるというべく破棄さるべきものと確信する。 というのである。

〈要旨第一〉民事訴訟法が事実(第一四○、一九一、二五六、四○三条)又は事実上の主張(第一八五条)というのは事実〈/要旨第一〉(場所と時とによつて定められた外界又は内心生活上の出来事及び状態)そのものではなくして、普通のありふれた又はむすかしい専門的た実験則を適用して得た判断の結果に外なられた過ぎ去るともにその後においては、も早これに触れるととはできない。真もなく無二無三ただそれのみである。だが事実上の判断はいくつでも成り立ち得もなく無二無三ただそれのみである。だが事実上の判断はいくつでも成り立ち得事として又真もあり偽もあること勿論である。そうして事実は当事者の主張しの判断のとなる。ない。当事者の主張上の判断を提供報告するに過ぎない。検証は裁判官に事実上の判断を提供報告するに過ぎない。検証は裁判官にかまいままには裁判官に事実上の判断でしかないままによる。証人はあのレンズはツアイスであったと証言した、裁判官は証人がそのレンズはツアイスであったと証言した、裁判官は証人がそのレンズはツアイスであったと証言した、裁判官は正人がそのレンズは、またにより、というによりにより、というによりによっている。正人はあのレンズはツアイスであったと証言した、裁判官は正人がそのレンズは、というによりによっている。

(裁判長判事 石神武蔵 判事 林平八郎 判事 大田外一)